

過労死等防止対策推進に係る内閣人事局の取組状況(平成28年度)

国家公務員に対する啓発、相談体制の整備のため、以下の取組を実施

ワークライフバランスの推進

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づく取組の推進、周知・啓発により、超過勤務の縮減、年次休暇の計画的取得を促進、ワークライフバランスを推進

◆ ワークライフバランス推進強化月間(7・8月)の実施

- ・平成27年度に引き続き、長時間労働を打破し、生活スタイル変革を促す「ゆう活」の実施をはじめとした取組を推進
- ・期間中の7/27(水)につき、「ゆう活」実施者数:約2.4万人、
「ゆう活」実施者の定時退庁割合:78.5%
全職員の20時までの退庁割合:86.5%
(参考)推進強化月間前(6/29(水))における
20時までの退庁割合:77.6%

◆ 女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー

- ・時間的制約のある部下を持つ者を中心とする管理職等を対象に、男女全ての職員のワークライフバランスに資する取組等を率先して行えるよう、管理職として求められる行動・役割につき講義・グループ討議
- ・本府省及び全国の6ブロックで合計200名程度の参加見込み



<「ゆう活」のポスター>

心身の健康の保持増進

国家公務員法(昭和22年法律第120号)第73条に基づく「国家公務員健康増進等基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)に沿って、**管理職員等による健康マネジメントを推進**

◆ 管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー

- ・管理監督者を対象に、基礎知識や不調者への実際の対応方法を習得させる
- ・全国6ブロック(北海道、東北、東京、北陸、中部、中国)で合計360名程度の参加見込み

◆ 各府省等カウンセラー講習会

- ・各府省等に配置されているカウンセラーを対象に、その能力向上を図る実践的講義
- ・全国6ブロック(東北、関東、近畿、四国、九州、沖縄)で合計200名程度の参加見込み

◆ eラーニングを用いたメンタルヘルス講習、ハラスメント防止講習

- ・ラインケアや傾聴、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどについて基礎的な知識を習得させる。
- ・新任の管理職員・課長補佐・係長 約1.4万人を対象に実施

※国家公務員健康増進等基本計画の改正により、平成28年度から新任管理者等につき、「心の健康づくり」「ハラスメント防止」に関する研修の受講を必修化し、体系的な教育を実施

◆ 生活習慣病対策等の健康増進対策の推進

- ・過労死等の原因となる脳血管疾患や心臓疾患の予防のため、健康診断の結果データを活用した対策の推進、健康診断で二次検診の対象となった者等への受診の勧奨を、各府省において確実に実施すべく啓発